

向山自治会会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は朝霞市向山自治会と称する。事務所は会長宅に置く事とする。

(自治会の目的)

第 2 条 会員相互の親睦、福祉、環境と文化的生活を目的とし、他の団体、政党、宗教には属さない。

(会員の資格)

第 3 条 会員は朝霞市岡 3 丁目 18・19・20・21・22・23・24・25・26・30（および 27 の一部）の番地内に居住する世帯主は自動的に会員となる。
また、同地区内に事務所を有する法人又は工場等の責任者も会員とする。

(自治会の業務)

第 4 条 下記の事業を行う。

- (1) 文化、体育に関すること。
- (2) 教育関係等に関すること。
- (3) 保健衛生等に関すること。
- (4) 防犯・防災等に関すること。
- (5) 子供会関係に関すること。
- (6) 鶴壽会関係に関すること。
- (7) 自治会館の運営に関すること。
- (8) その他本会の目的に関すること。

(組 織)

第 5 条 次のとおり役員、区長を選出し、役員会を構成する。

役 員

1. 会 長	1 名	2. 副 会 長	3 名以内
3. 自治会館長	1 名	4. 会 計	1 名
5. 会計監査	2 名	6. 総務担当	若干名
7. 文化担当	若干名	8. 体育担当	若干名
9. 衛生担当	若干名	10. 防犯防災担当	若干名
11. 子供会担当	若干名	12. 相 談 役	若干名
13. 会館会計	若干名		

区 長

各区から 1 名を選出し、12 名で下記担当を決める。

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 1. 総務担当 | 2. 文化担当 | 3. 体育担当 |
| 4. 書記担当 | 5. 会計担当 | 6. 連絡担当 |
| 7. 衛生担当 | 8. 防犯防災担当 | |

(役員、区長の選出と任期)

第 6 条 1. 会 長

役員会の推薦により総会の承認を得て選出する。

任期は2年とし、再任は妨げない。

2. 副会長、自治会館長、相談役

会長の委嘱により選出する。任期は2年とし、再任は妨げない。

3. 担当役員、会計、会計監査

会長の委嘱により選出する。任期は2年とし、再任は妨げない。

4. 区 長

各区居住年月日順の輪番制とし、任期は1年とする。

但し、役員任期中は区長を兼務しない。

(役員の仕事)

第 7 条 役員、区長の仕事は下記のとおりとする。

1. 会長は自治会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合は職務を代行する。

3. 総務は会全般の仕事を円滑に推進する。

4. 会計は会計業務全般を処理する。

5. 会計監査は会計業務を監査する。

6. 各担当役員は業務執行を円滑に推進する。

7. 自治会館長、自治会館会計は、自治会館の運営、維持、管理をする。

8. 相談役は必要に応じ役員会に出席し、具申出来る。又各行事に参加できる。

9. 区長は役員の指示にしたがって業務処理を円滑に推進する。

(会 議)

第 8 条 会議は定期総会、臨時総会、定例役員会、臨時役員会とし、会長が必要と認めた時は担当役員会を召集することができる。

1. 定期総会

毎年4月に開催し、事業報告、事業計画、予算・決算の承認、会則変更等を審議する。成立は全世帯数の出席と委任状が過半数以上を以って成立する。

2. 臨時総会

会長が必要と認めた時、または会員の1/3以上の請求があれば開催する。

3. 審議事項の成立要件

定期、臨時総会の審議事項は出席者の過半数により成立する。

4. 役員会

役員、区長の過半数の出席者を以って成立し、審議事項は過半数により成立する。

(会 費)

- 第 9 条 自治会に居住する世帯主および法人、工場等の責任者は会費として1ヶ月250円を納入すること。なお、世帯主とは1戸に2世帯(親子の場合のみ)が居住している場合は1世帯主とする。ただし、マンション、アパートの場合は除く。

(会計年度)

- 第 10 条 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(弔慰金)

- 第 11 条 会員又は同居家族が死去した場合は10,000円を支給する。

- 付 則 ①1999年(平成11年)4月に変更し、1999年(平成11年)5月1日から施行する。
②2012年(平成23年)4月に変更し、2012年(平成23年)5月1日から施行する。
③2014年(平成26年)4月に変更し、2014年(平成26年)5月1日から施行する。